

## 手習い手本

### —子どもたちの学習記録—

江戸時代に子どもたちが使っていた教科書は、師匠がひとりひとりの家業や進路にあわせて1枚ずつ書いてくれた手本でした。

若狭町食見の桜井市兵衛家に残されていた手習い手本20冊は、1795年(寛政7)から小学校が開校した1874年(明治7)までの約80年間にわたり、少なくとも7人の子どもたちが使用したことがわかるものです。

もっとも古いのは政吉の手本5冊で、1795年から約5年間にわたって使っていました。ただしの中には「いろは」や数字など初期段階が含まれていないので、実際の就学期間はもう少し長かったと考えられます。98年の「御手本」には、和漢朗詠集の漢詩や時候のあいさつ文とともに、近隣の小川浦で鯨が生け捕りされたエピソードや小浜の祇園会へのお誘い文が取り上げられ、子どもたちの興味をひく内容になっています。そのあとで「佐田村、大田村、山上、坂尻、佐柿」に始まる三方郡の村名、ついで遠敷郡の村名を学んでいました。



◎桜井家の手習い手本  
桜井市兵衛家文書 福井県文書館蔵



◎家号之事  
「御手本」1830年 桜井市兵衛家文書 福井県文書館蔵  
江戸時代の小浜の豪商であった組屋氏をはじめとして、町年寄も務めた主要な商人名や屋号が列挙されています。



◎「いろは」の手本  
「御手本」1829年 桜井市兵衛家文書 福井県文書館蔵  
「いろは」の次に数字、そして「千万億斗升合勺才」を習った後で「市之介、いろはあかり、うれしく存候、い上」と喜びの言葉も手本になっています。



◎小川浦で鯨が生け捕りされたことを取り上げた手本  
「御手本」1798年 桜井市兵衛家文書 福井県文書館蔵

用紙には折り跡が残っています。当初4行あるいは6行に折って手本として使い、その後1冊にまとめたと推測されます。  
小川浦大網に鯨掛り生捕候由二面、御城下表より見物二群り候事、如何様珍敷事ニ御座候



◎手本の端書き  
「御手本」1829年 桜井市兵衛家文書 福井県文書館蔵  
前回までに終わった部分(「いろは」の「えてあ迄」と)と子どもの名前「鼠屋市之助殿」が書いてあり、次の手本を書くための覚と思われ(右)。時には、落書きがみつかることも。ここでは、ちょっと拙い俳句が書いてありました(左)。  
山寺の日ぐらしきいて門しめるかな

30年後、1829年(文政12)の市之助の手本には、入門段階の「いろは」が含まれていました。「いろは」の後では「名頭之事」「四季」「方角」「十二支」「親戚字尽」「相場之事」などを習っていました。手本の用紙端の日付から、この手本は27年(文政10)11月1日から始められ、修了するまでに1年11か月の期間がかかっていました。他の手本とあわせると、市之助の就学期間は7年半の長期にわたっていました。

さらに「組屋、桑村、窪田、長井」などの小浜の商人名から始まる「屋号之事」を習ったことや、市之助が大鳥姓や鼠屋(桜井家の屋号は紙屋)を名乗ったことから、幼少時には小浜城下やその近隣に居住し、その地域の寺子屋で学んでいた可能性もあります。

また、子どもたちの共通の教材として5冊の「商売往来」がふくまれていました。「商売往来」は、商取引上の用語や豊富な商品名から構成され、江戸時代にもっとも広く普及した往来物です。海辺にありながら漁業権を持たなかった食見の人々が、早くから塩や油桐を生産し、それらの売買にかかわっていたことから選ばれたものと思われます。

身近な古文書の中に少なからずみかける手習い手本。このように少し丁寧にみると、地域の子どもの様ざまな学びの様子が具体的にわかってきます。

